

利用料について

(1) 法定給付サービス分

①利用する居室の種類及び要介護度によるサービス費の額、利用者負担額

ユニット型個室	1日あたり							1か月(31日)あたり						
	算定根拠(単位)							サービス費 (10割)	利用者負担金			利用者負担金		
	介護福祉施設サービス費	夜勤職員配置加算	個別機能訓練加算	日常生活継続支援加算	精神科医師的療養指導加算	看護体制加算	栄養マネジメント強化加算		合計	1割	2割	3割	1割	2割
要介護1	652単位							748単位 7,584円	759円	1,517円	2,276円	23,529円	47,027円	70,556円
要介護2	720単位							816単位 8,274円	828円	1,655円	2,483円	25,668円	51,305円	76,973円
要介護3	793単位	18単位	12単位	46単位	5単位	4単位	11単位	889単位 9,014円	902円	1,803円	2,705円	27,962円	55,893円	83,855円
要介護4	862単位							958単位 9,714円	972円	1,943円	2,915円	30,132円	60,233円	90,365円
要介護5	929単位							1,025単位 10,393円	1,040円	2,079円	3,118円	32,240円	64,449円	96,658円

※上記に、介護職員処遇改善加算(合計単位数に1000分の83を乗じた単位)、介護職員等特定処遇改善加算(合計単位数に1000分の27を乗じた単位)、及び介護職員等ベースアップ支援加算(合計単位数に1000分の16を乗じた単位)を加算します。

②各種加算

加算の種類	加算の条件	単位	1日あたり		
			利用者負担金		
			1割	2割	3割
初期加算	入所後又は1ヶ月以上の入院後の再入所の場合、30日間加算	30単位	31円	61円	92円
入院・外泊加算	入院及び外泊の場合6日を限度として加算	246単位	250円	499円	749円
経口移行加算	経管栄養等の方に、経口移行の取組を行った場合	28単位	29円	57円	85円
看取り介護加算	死亡日以前31日以上45日以下	72単位	73円	146円	219円
	死亡日以前4日以上30日以下	144単位	146円	292円	438円
	死亡日以前2日又は3日	680単位	690円	1,379円	2,069円
	死亡日	1,280単位	1,298円	2,596円	3,894円
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症入所者に対して介護福祉施設サービスを行った場合	120単位	122円	244円	365円

加算の種類	加算の条件	単位	1回あたり		
			利用者負担金		
			1割	2割	3割
療養食加算	利用者の病状等に応じて、主治医の指示により療養食を提供した場合(1日3回を限度とする)	6単位	6円	12円	18円

加算の種別	加算の条件	1ヶ月あたり			
		単位	利用者負担金		
			1割	2割	3割
個別機能訓練加算(Ⅱ)	個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって必要な情報を活用した場合	20単位	21円	41円	61円
経口維持加算(Ⅰ)	摂食機能障害があり、誤嚥が認められる方へ経口維持の取組みを行った場合	400単位	406円	812円	1,217円
経口維持加算(Ⅱ)	経口維持加算(Ⅰ)の要件に加え、医師、歯科医師等が食事の観察及び会議等に参加した場合	100単位	102円	203円	305円
口腔衛生管理加算	口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行い、かつその内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生の管理の実施に当たって必要な情報を活用した場合	110単位	112円	223円	335円
排せつ支援加算(Ⅰ)	排せつ障害等のため、排泄に介護を要する入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合	10単位	11円	21円	31円
排せつ支援加算(Ⅱ)	排せつ支援加算(Ⅰ)の要件に加え、排尿・排便の状態の一方が改善するとともに、いずれにも悪化がないか、おむつ使用なしに改善している場合	15単位	16円	31円	46円
排せつ支援加算(Ⅲ)	排せつ支援加算(Ⅰ)の要件に加え、排尿・排便の状態の一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、かつ、おむつ使用なしに改善している場合	20単位	21円	41円	61円
褥創マネジメント加算(Ⅰ)	入所者の褥創発生を予防するため、褥創の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施、その結果に基づき計画的に管理した場合	3単位	3円	6円	9円
褥創マネジメント加算(Ⅱ)	入所時の評価で褥瘡発生リスクのある入所者に褥創が発生していない場合	13単位	14円	27円	40円
再入所時栄養連携加算	入所者が医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携して、再入所時の栄養管理に関する調整を行った場合	400単位	406円	812円	1,217円
自立支援促進加算	医師による自立支援のための医学的評価の結果、自立支援のための対応が必要とされた入所者ごとに支援計画を策定し、支援計画に沿ったケアを行い、かつ医学的評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、自立支援促進の実施に当たって必要な情報を活用した場合	300単位	305円	609円	913円
科学的介護推進体制加算	入所者ごとの心身機能との基本情報を厚生労働省に提出し、かつその情報を、利用者サービスに有効に活用した場合	50単位	51円	102円	153円
安全対策体制加算	外部の研修を受けた担当者が配置され、安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制がとられている場合(入所時1回のみ算定)	20単位	21円	41円	61円

(2) 法定給付外サービス分

① 居住費（1日あたり）

《ユニット型個室》

利用者負担段階	居住費の内訳	金額
第4段階	室料 + 光熱水費	1,986円
第3段階		1,310円
第2段階		820円
第1段階		820円

※居住費は、外泊（入院含む）時も徴収する。

② 食費（1日3食あたり）

利用者負担段階	食費の内訳	金額
第4段階	食材料費 + 調理コスト	1,445円
第3段階②		1,360円
第3段階①		650円
第2段階		390円
第1段階		300円

③ その他の費用

特別な食事	・ 希望により提供した食事に要した費用の実費
理美容代	・ 実費
日常生活に要する費用で利用者負担となるもの	・ 希望により提供した日常生活品費の実費 ・ 希望により提供した教育娯楽費の実費 ・ 定期健康診断以外の健康管理費の実費 （インフルエンザ予防接種など） ・ 嗜好品等利用者個々人のご要望にかかる各種経費等々の実費